

役員報酬等規程

社会福祉法人 孝慈会

社会福祉法人孝慈会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人孝慈会（以下「当法人」という。）の定款第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定める。

(報酬等の支給対象者等)

第2条 報酬等の支給対象者、勤務形態に応じた報酬等の区分及び算定方法は、下表のとおりとする。ただし、当法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

役 職	勤務形態	
	常 勤	非常勤
理事長		月額50,000円
理 事		無報酬
監 事		無報酬

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は、月の初日から末日までを計算期間とし、翌月10日に銀行振込により支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、その前営業日に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第4条 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬等については、日割りによって計算する。

2 日割り計算により1円未満の端数が生じたときには、その端数を四捨五入する。

(法令控除)

第5条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 4 月 20 日）

この規程は、平成14年 4 月 20日から施行し、平成14年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成23年 3 月 28 日）

この規程は、平成23年 3 月 28日から施行し、平成23年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 3 月 3 日）

この規程は、平成29年 3 月 3 日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 5 月 26 日）

この規程は、平成29年 5 月 26日から施行し、平成29年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日以後最初に招集される定時評議員会終結時から適用する。